



愛媛県報

令和7年4月22日火曜日 第603号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇

- 特別保護地区の指定案の縦覧（2件）……………（自然保護課）… 358
- 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（2件）……………（ ）… 359
- 保安林予定森林（2件）……………（森林整備課）… 359
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 360
- 開発行為に関する工事の完了（3件）……………（中予地方局建築指導課）… 361

公 告

- I C免許証記載事項変更装置の借入れ……………（警察本部会計課）… 362

人事委員会告示

- 令和7年職種別民間給与実態調査の実施……………（人事委員会事務局）… 362

労働委員会告示

- あっせん員候補者の公示……………（労働委員会事務局）… 363

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第362号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位と陸地との接する線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等の渡り鳥が利用する湖水面を特別保護地区に指定し、渡り鳥が安全に採

餌、休息、就峙できる場となるよう保護を図る。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課

東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在

○愛媛県告示第363号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び南予地方局八幡浜支局農林水産振興部肱川流域林業振興課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

亀谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（901.0メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進

む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

亀谷鳥獣保護区のうち、喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との町境周辺の特に良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生育環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

南予地方局八幡浜支局農林水産振興部肱川流域林業振興課

○愛媛県告示第364号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 令和7年5月27日（火） 午前10時

2 場所 今治市旭町1-4-9

愛媛県東予地方局今治支局4階大会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位と陸地との接する線に囲まれた区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から

令和17年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在
(電話 0898-25-2193)

○愛媛県告示第365号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 令和7年5月13日（火） 午前10時

2 場所 喜多郡内子町内子1515番地

内子町役場内子分庁舎3階大会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称 亀谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（901.0メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から

令和17年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課
(電話 0893-24-4131)

○愛媛県告示第366号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市三瓶町津布理字上戸谷805の2、805の4、806、807の3、808、809、811の2、1115、1116の2、1116の3、1117、1119の2、1119の3、1120、1121、1128、1133の1から3まで、1159の2、1162の1、1162の3、1162の4、1163の1、1163の2、1165の1、1243

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三瓶町津布理字上戸谷811の2・1116の2・1116の3・1120・1163の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第367号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第

249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市波方町樋口乙750番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

今治市波方町樋口乙750番2（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月22日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	一色 覚	松山市南斎院町879－3
〃	清水 良雄	松山市清住2丁目1094－2
〃	一色 悟	松山市北斎院町522
〃	関谷 重男	松山市南吉田町919
〃	関谷 石男	松山市南斎院町1041
〃	三好 陽造	松山市高岡町559
〃	菅 哲司	松山市南江戸2丁目7－33
〃	新田 雅俊	松山市南吉田町1295
〃	日野 政孝	松山市山西町741
〃	栗原 洋一	松山市別府町843
〃	橋本 篤	松山市竹原四丁目8－17
〃	檜垣 ふみ子	松山市別府町503－1
〃	仙波 洋子	松山市北吉田町1023－2
監事	関谷 治夫	松山市南斎院町978－3
〃	宮崎 真一	松山市北斎院町196
〃	高岡 道生	松山市南斎院町816

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	一色 覚	松山市南斎院町879－3
〃	清水 俊弘	松山市高岡町605

〃	清水 良雄	松山市清住2丁目1094－2
〃	川崎 俊一	松山市南吉田町1502
〃	一色 悟	松山市北斎院町522
〃	関谷 重男	松山市南吉田町919
〃	西野 不可止	松山市生石町552
〃	関谷 石男	松山市南斎院町1041
〃	三好 陽造	松山市高岡町559
〃	菅 哲司	松山市南江戸2丁目7－33
〃	森 棟勝弘	松山市別府町564
〃	日野 政孝	松山市山西町741
〃	橋本 篤	松山市竹原四丁目8－17
監事	関谷 治夫	松山市南斎院町978－3
〃	栗原 洋一	松山市別府町843
〃	宮崎 真一	松山市北斎院町196
〃	高岡 道生	松山市南斎院町816

○愛媛県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月22日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	西山 昭広	松山市祝谷町1丁目6－23
〃	古茂田 和典	松山市祝谷2丁目9－16
〃	平松 啓三	松山市祝谷町1丁目7－29
〃	平松 哲夫	松山市道後多幸町5－18
〃	松原 直人	松山市祝谷2丁目8－10
〃	松本 清俊	松山市南白水1丁目乙540
〃	栗林 正幸	松山市祝谷5丁目4－9
〃	野本 義之	松山市祝谷4丁目10－20
〃	栗林 陽子	松山市祝谷4丁目10－9
〃	丸山 直樹	松山市祝谷6丁目1030
〃	國廣 健三	松山市祝谷6丁目1085－4
〃	野本 敬介	松山市祝谷6丁目1260
〃	白石 徳広	松山市祝谷4丁目3－19
監事	松本 邦男	松山市祝谷5丁目3－26
〃	杉原 千鶴	松山市祝谷6丁目1101－14

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	松本 清俊	松山市南白水1丁目乙540
〃	栗林 昭三	松山市祝谷5丁目4－5
〃	古茂田 和典	松山市祝谷2丁目9－16
〃	野本 國孫	松山市祝谷6丁目1201－1
〃	山本 良文	松山市祝谷町1丁目7－22
〃	松原 直人	松山市祝谷2丁目8－10
〃	栗林 正幸	松山市祝谷5丁目4－9
〃	野本 義之	松山市祝谷4丁目10－20
〃	野本 桂子	松山市祝谷5丁目7－4

〃	丸山直樹	松山市祝谷6丁目1030
〃	國廣健三	松山市祝谷6丁目1085－4
〃	山田明和	松山市祝谷6丁目1262－2
〃	白石徳広	松山市祝谷4丁目3－19
監事	松本邦男	松山市祝谷5丁目3－26
〃	古茂田宏則	松山市祝谷町1丁目7－4

○愛媛県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月22日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	中川孝二	伊予市宮下1898番地
〃	向井強	伊予市上野2639番地
〃	曾根春樹	伊予市上三谷甲3697番地4
〃	武智稔	伊予市上三谷甲1580番地
〃	日野篤	伊予市下三谷2094番地3

〃	永木幸一	伊予市下三谷1383番地
〃	春田勝利	伊予市上吾川1624番地3
〃	篠崎保	伊予郡松前町大字横田67番地5
〃	久保義晴	伊予郡松前町大字南黒田140番地
〃	松田久美	伊予郡松前町大字横田141番地
監事	中川正弘	伊予市下三谷853番地1
〃	山本昭男	松山市北土居2丁目15番32号

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	岡井英夫	伊予市宮下1899番地
〃	高橋保廣	伊予市上野1973番地10
〃	曾根春樹	伊予市上三谷甲3697番地4
〃	小笠原澄夫	伊予市上三谷2281番地
〃	城石好博	伊予市下三谷1561番地1
〃	日野篤	伊予市下三谷2094番地3
〃	福本武雄	伊予市上吾川1923番地
〃	篠崎保	伊予郡松前町大字横田67番地5
〃	大西正善	伊予郡松前町大字南黒田713番地1
監事	平田清人	伊予市上野1174番地1
〃	山本昭男	松山市北土居2丁目15番32号

○愛媛県告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月22日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第2号 令和7年4月10日	伊予市米湊字大角蔵1479番7、1484番1、1485番1、1484番1及び1485番1地先南側農道、水路	松山市古川西二丁目16番23号 福屋不動産株式会社

○愛媛県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月22日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第3号 令和7年4月11日	伊予郡松前町大字徳丸字天王1341番1	松山市北久米町513番地1 キャトルセゾン北久米IV203号 弓立隆弘 弓立愛

○愛媛県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月22日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
7中局建(開)第4号 令和7年4月11日	東温市野田二丁目497番、498番、499番3、500番1、500番1北及び東側 里道・水路	喜多郡内子町内子2058番地 曾根 昭 憲

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

I C免許証記載事項変更装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

I C免許証記載事項変更装置 一式

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間

(5) 納入場所

仕様書のとおり。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934-0110 内線(2233)

(2) 入札書の受領期限

令和7年6月17日(火) 午前10時00分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和7年5月27日(火)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和7年6月17日(火) 午前10時00分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to change information of IC-chip Driver's license, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 17, June, 2025

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan TEL 089-934-0110

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

令和7年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

令和7年4月22日

愛媛県人事委員会

委員長 安藤 潔

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための
基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関すること。
(2) 給与制度に関すること。

(3) 従業員の給与に関すること。

(4) 採用に関すること。

(5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和7年4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めるために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

令和7年4月23日（水）から同年6月13日（金）まで

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和7年4月22日

愛媛県労働委員会

会長 村田 毅之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授 松山大学大学院法学研究科教授	35期 39～46期	令和5年9月15日
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会会長代理 弁 護 士	42～46期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文社会科学研究科教授	42～46期	〃
武 智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～46期	〃
重 松 大 輔	愛媛県労働委員会委員 弁 護 士	46期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国書記長 JAM四国愛媛地区協議会特別役員	38～41期 45～46期	〃
中 塚 広 之	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	45～46期	〃
白 石 浩 司	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	46期	〃
菊 川 泰	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	46期	〃
長 岡 英 樹	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U Aゼンセン愛媛県支部長	46期	令和6年12月13日
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 (有)大豊陸送代表取締役 愛媛県経営者協会副会長	43～46期	令和5年9月15日
本 田 美 紀	愛媛県労働委員会委員 (有)オルソ本田取締役	44～46期	〃
八 塚 洋	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	45～46期	〃
島 原 豊 行	愛媛県労働委員会委員 (株)島原本舗代表取締役社長	46期	〃
土 岐 正 和	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力(株)総務管理部長	46期	〃
秋 川 裕一郎	愛媛県労働委員会事務局長	—	令和7年4月11日
白 鳥 和 樹	愛媛県労働委員会事務局次長	—	〃

三 原 智 司	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長	—	〃
---------	-------------------	---	---